◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３１７号（H27.　9. 18）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（９月１１日～９月１７日分）
（１）貸切バスの横転事故
（２）貸切バスの死傷事故
（３）貸切バスの火災事故
（４）トラックの衝突事故①
（５）トラックの追突事故
（６）トラックの衝突事故②
（７）自家用有償旅客自動車の車内事故
２．９月・１０月は、自動車点検整備推進運動強化月間です！
３．事業用自動車事故調査委員会による報告書（貸切バスの追突事故）を公表しました！
４．バス輸送（特に高速乗合バス）の安全対策の徹底について
５．「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて
６．第１０回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
７．乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
８．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
９．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
１０．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
１１．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
１２．ホイ-ル･ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
１３．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１４．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
１５．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
１６．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１７．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１８．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について

１９．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

に営業所を置くトラックが運行中、路肩に停車していた乗用車に追突した。
この事故により、乗用車の乗員２名が死亡し、１名が重傷、１名が軽傷を負った。
事故は、トラックが、片道２車線の見通しの良い緩やかな右カーブにおいて、左後輪のパンクのため路肩から走行車線に大きくはみ出した状態で停車していた乗用車に気付くのが遅れ追突した模様。

（６）トラックの衝突事故②
９月１６日（水）午前２時３０分頃、青森県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、乗用車と正面衝突した。
この事故により、乗用車の２名が死亡した。（トラックの運転者は負傷なし）
事故は、片側１車線の直線道路において、乗用車がセンターラインを越え対向車線にはみ出した模様。

（７）自家用有償旅客自動車の車内事故
９月１１日（金）午前９時２０分頃、青森県の市道において、同県の社会福祉法人の自家用有償旅客自動車が乗客２名を乗せて運行中、車内事故が発生した。
この事故により、乗客１名が重傷を負った。
事故は、運転者は乗客が降車を完了したものと思い車両を発進させたところ降車中であったためブレーキを踏んだことから、乗客の左足が運転者席と車体との間に入り込み、その足を捻ったことから骨折した模様。

◇◇◇

・事業用自動車事故調査報告書（貸切バスの追突事故）

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000206.html

◇◇◇

月１９日付けで、「事業用自動車事故調査報告書の事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、公益社団法人全日本トラック協会を通じ、トラック業界関係者への周知をお願いしたところです。

事業者の運行管理に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

〇運行管理に係る法令遵守の徹底
・事業者は、運転者の運行実態を把握し、改善基準告示の遵守を徹底する必要がある。
・運行管理者は、点呼において、業務に必要な指示伝達事項だけでなく、運転者の休憩地点及び休憩時間に関し適切に指示するなど安全な運行に必要な運行指示をして、指示事項を運転者に遵守させる必要がある。
・事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、診断結果を確認し、問題点がみられる運転者に対しては個別に指導を行う必要がある。
〇運転者教育の充実
・事業者は、運転者に対して改善基準告示の遵守、シートベルト装着の徹底、危険予知訓練やヒヤリハット体験を活用した実践的教育に積極的に取り組む必要がある。
・事故には事業者による運転者に対する指導・監督が大きく関与しているものと考えられることから、事業者は日頃から運転者に対して「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（告示）に基づく指導を行うとともに、通常と異なる事態に直面したときの対応等について、参加型の教育等によって運転者等が主体的に議論するような場を設ける等、運転者の安全に対する意識の向上と、知識の取得を進める必要がある。
〇運転者の安全運転意識の向上
・運転者は、疲労蓄積が運転に及ぼす危険性を認識し、十分な休息をとり運転中に疲労を感じたときには早期に休憩する必要がある。　等

運送事業者等の関係者の方々におかれましては、この再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
　→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html

◇◇◇

ーを開催しております。
第１０回目となる今年は、以下の日程で開催することが決まりましたのでお知らせします。
■第１０回「ＮＡＳＶＡ安全マネジメントセミナー」
日時：１０月１５日（木）１１：３０～受付開始（講演時間１３：００～１７：３０）
場所：東京国際フォーラム（ホールC）
今回のセミナーでは、前半にリーダーの役割、コミュニケーションの確保等について、
・平尾誠二氏（ラグビーワールドカップ２０１９組織委員会理事、元ラグビー日本代表監督）
・瀬川文子氏（コミュニケーションアドバイザー、元ＪＡＬ客室乗務員）による記念講演を、後半にバス、タクシー、トラックの事業者様等に安全マネジメント制度開始からの１０年間の安全対策の取組みを振り返っていただくとともに、これからの展望を語っていただくパネルディスカッションを開催します。
会社の経営者層から運行管理者等の皆様まで幅広く聴講いただけるプログラムでお送りします。
セミナーの詳細・申込方法はNASVAのＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.nasva.go.jp/news/2015/150722_2.html
申込期限：９月３０日（水）※定員になり次第締切です。

◇◇◇

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1503/cs_p150331.pdf

◇◇◇

第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

◇◇◇

以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。
当該事故は３年連続で増加しており、平成２６年度は前年度比約２．４倍増（２６件増）と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車のユーザー等に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000116.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

平成２５年３月２６日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆